

相続登記必要書類

○被相続人(亡くなられた方)に関する書類

・除籍謄本・改製原戸籍謄本等・・・被相続人(亡くなられた方)の出生から死亡までのすべて。

※被相続人の死亡後に配偶者が死亡した場合、その配偶者について出生から被相続人と婚姻するまでの戸籍(謄本)が必要です。

・住民票(除)or戸籍の附票(除)・・・被相続人(亡くなられた方)の最後の住所が記載されたもの。

※登記簿上の住所と最後の住所が異なる場合は、その変遷がわかるものを取得ください。
※住民票は住所地の市町村、戸籍の附票は本籍地の市町村で取得できます。

・上記書類の廃棄証明・・・上記書類が廃棄処分されている場合。

※除籍等の上記書類が、保存期間経過により廃棄処分されている場合には廃棄証明を取得ください。

※被相続人の兄弟姉妹が相続人の場合の戸籍については、お問い合わせください。

○相続人に関する書類

・戸籍抄本・・・相続人全員のもの。

※被相続人の配偶者をご健在である場合、子が未婚の場合、配偶者・子の戸籍抄本は必要はありません。
※被相続人よりも先にお子様がお亡くなりされている場合、その方の戸籍謄本(婚姻から死亡まで)が必要です。

・住民票抄本(本籍の記載あるもの)・・・登記名義人になられる方のもの。

・印鑑証明書・・・相続人全員のもの。(3か月の有効期限はございません。)

※法定相続分による相続や遺言書等による相続の場合には不要です。

○財産に関する書類

・名寄帳・評価証明書・評価通知書・固定資産税納税通知書

※被相続人名義の不動産全部のもの。

・残高証明書・預金通帳・有価証券・その他財産に関する書類

○相続に関する書類

・遺産分割協議書・特別受益証明書・相続放棄申述受理証明書等

※遺産分割協議書・特別受益証明書については当方で作成することも可能です。

○その他(次の書類が必要になる場合があります。)

・上申書 ※上記印鑑証明書の他に印鑑証明書1通が必要です。(原本還付不可。)

・不在籍・不在住証明書

※ 謄本・・・家族全員が記載されているもの
抄本・・・請求した人のみ記載されているもの

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒669-1533 兵庫県三田市三田町35番17号

福岡総合事務所

TEL 079-562-6344 FAX 079-563-6570